

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年11月4日(火)

今週のことば

ガソリン暫定税率の年内廃止

ガソリン税に長年上乗せされていた暫定税率(25.1円/L)を本年末に廃止することで与野党が合意。軽油引取税の暫定税率(17.1円/L)も来年4月に廃止する。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

- 11／ 3(月) 仏滅 文化の日、文化勲章親授式
4(火) 大安 高市首相に対する各党の代表質問
5(水) 赤口 満月が大きく見えるスーパームーン
6(木) 先勝
7(金) 友引 立冬、フィギュアスケートNHK杯
8(土) 先負
9(日) 仏滅 秋の全国火災予防運動、大相撲九州場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/27(月)	50,512	△1212 153.02 ▼0.20
28(火)	50,219	▼293 152.15 △0.87
29(水)	51,308	△1089 152.05 △0.10
30(木)	51,326	△ 18 153.43 ▼1.38
31(金)	52,411	△1085 154.30 ▼0.87

来年1月から下請法は「取適法」に

来年1月から下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正され、適用対象の拡大や禁止行為の追加とともに、法律名も「中小受託取引適正化法(取適法)」に変わります(下請事業者は「中小受託事業者」、親事業者は「委託事業者」等に変更)。

◆来年から実施される主な改正

下請法は、適用対象となる取引を事業者の資本金基準と取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託)により定めており、親事業者に対して、発注時の書面交付など4項目の義務と、「買いたたき」や「減額」など11項目の禁止行為を課していますが、改正により来年1月から、次のような見直しが実施されます。

◎適用基準に「従業員基準」を追加……資本金基準に加え、従業員基準(製造委託等は300人、役務提供委託等は100人)を新設し、いずれかの基準に該当すれば適用対象となります。

◎対象取引に「特定運送委託」を追加……適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託(特定運送委託)を追加します。

◎協議を適切に行わない代金額の決定の禁止……代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わない等による一方的な代金の決定を禁止します。

◎手形払等の禁止……対象取引において手形払を禁止します。電子記録債権等でも支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止します。

◎その他……* 製造委託の対象物品に金型以外の型等(専ら製品の作成に用いられる木型、治具等)を追加、*書面交付義務について、承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法が可能、など。

■この記事の詳細は、情報BOX 201542

令和6年度の黒字申告割合は36.5%

国税庁が公表した令和6年度における法人税等の申告事績によると、法人税の申告件数は322万件で、その申告所得金額は102兆3381億円(前年度比4.1%増)、申告税額は18兆7139億円(同7.6%増)と、5年連続で増加し過去最高です。

また、申告件数のうち黒字申告は117万5千件(同2.8%増)で、その割合は36.5%(同0.5ポイント増)となっており、黒字申告1件当たりの所得金額は8707万円(同1.3%増)でした。

一方、赤字申告における申告欠損金額は17兆4925億円(同12.2%増)と増加しており、1件当たりの欠損金額は856万円(同11.5%増)となっています。

★★★ 11月のチェックポイント ★★★

※今年の年末調整は「基礎控除の見直し」「給与所得控除の見直し」「扶養控除等に係る所得要件の見直し」「特定親族特別控除の創設」に伴い提出が必要となる各種申告書等に変更がありますので、早めに準備をします。

※資金需要が多くなる年末に向けて、資金繰りの再確認と売掛金の回収、借入が必要な場合は金融機関に提出する書類の準備をします。

※9日から全国火災予防運動。器具の操作方法や避難経路確認など緊急時の備えを行います。

詳細
請求
手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和8年1月から下請法は「中小受託取引適正化法（取適法）」に

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の改正が令和8年1月1日に施行され、適用対象の拡大や禁止行為の追加などが実施されるとともに、法律名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：「中小受託取引適正化法」又は「取適法」）に変更します。

また、用語についても「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」などに変更します。

主な改正事項については、次のとおりとなります。

◆適用対象の拡大

◎適用基準に「従業員基準」を追加

下請法の適用対象となる取引は、取引の内容と資本金基準で定めていますが、適用基準として従業員基準（製造委託等は300人、役務提供委託等は100人）を追加し、規制及び保護の対象を拡大します。これにより、取引の内容と資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準に該当する場合に適用対象となります。

◎対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

【上記の改正により適用対象となる取引】

(1) 製造委託・修理委託・情報成果物作成委託※・役務提供委託※・特定運送委託の場合

※情報成果物・役務提供委託はプログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る

*委託：資本金3億円超 ⇒ 中小受託：資本金3億円以下（個人を含む）

*委託：資本金1千万円超3億円以下 ⇒ 中小受託：資本金1千万円以下（個人を含む）

*委託：従業員300人超 ⇒ 中小受託：従業員300人以下（個人を含む）

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託※の場合

※プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く

*委託：資本金5千万円超 ⇒ 中小受託：資本金5千万円以下（個人を含む）

*委託：資本金1千万円超5千万円以下 ⇒ 中小受託：資本金1千万円以下（個人を含む）

*委託：従業員100人超 ⇒ 中小受託：従業員100人以下（個人を含む）

◆禁止行為の追加

◎協議に応じない一方的な代金決定の禁止

対象取引において、中小受託事業者から代金に関する協議の求めがあったにもかかわらずに応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供を行わないことなど、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止します。

◎手形払等の禁止

対象取引における支払方法について、手形払を禁止します。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止となります。

◆面的執行の強化

・現行、事業所管省庁には調査権限のみが与えられていますが、事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与します。

・中小受託事業者が申告しやすい環境を確保するため、「報復措置の禁止」の申告先として、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加します。

◆その他

・製造委託の対象物品に金型以外の型等（専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等）が追加されます。

・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります。

・遅延利息の対象に、代金の額を減じた場合（減額）を追加し、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとします。

・既に違反行為が行われていない場合でも、再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。